○千葉県屋外広告物条例施行規則

昭和四十四年六月十四日規則第四十六号

改正

昭和四四年　六月一七日規則第四七号の二

昭和四七年　五月一六日規則第三五号

昭和四九年　五月三一日規則第三五号

昭和五三年　二月　七日規則第六号

昭和五三年　四月　一日規則第一八号

昭和五三年　五月二三日規則第三二号

昭和五四年　五月一五日規則第三四号

平成　二年　六月　五日規則第四三号

平成一一年　六月二九日規則第六四号

平成一一年一二月二八日規則第八九号

平成一二年　三月二四日規則第二九号

平成一三年　一月　五日規則第三号

平成一四年　三月二九日規則第三七号

平成一六年一二月一〇日規則第一七五号

平成一七年　四月　一日規則第一〇七号

平成一八年　一月三一日規則第八号

平成二四年　三月二三日規則第一九号

平成二五年　二月　五日規則第一三号

平成二七年一二月　四日規則第七六号

令和　二年　一月三一日規則第三号

令和　四年　三月一八日規則第一九号

令和　七年　三月三一日千葉県規則第五二号

令和　八年一〇月二七日千葉県規則第五七号

千葉県屋外広告物条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。以下「条例」とい

う。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止地域等の官公署等の基準）

第二条　条例第四条第九号の二の規則で定める基準は、別表第一のとおりとする。

（許可の申請等）

第三条　条例第六条第一項、第六条の二第三項又は第八条第二項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一　表示し、又は設置する箇所及びその付近の状況を知り得る一千分の一程度に縮尺した見取図

二　形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

三　意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面

四　表示又は設置について、他の所有者若しくは管理者の同意又は他の法令に基づく許可、確認等を必要とするときは、それらがあつたことを証する書類

五　申請に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）が条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等である場合であつて、同号ハに掲げる広告物等を既に表示し、又は設置しているときは、当該広告物等の形状及び表示面積並びに当該広告物等と申請に係る広告物等との位置関係を明らかにした図面

２　知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等表示（設置）許可書（別記第二号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書（別記第三号様式）により申請者に通知するものとする。

（活用地区基本方針の策定等）

第四条　条例第六条の二第二項に規定する活用地区基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　条例第六条の二第一項の規定により指定しようとする広告物活用地区の名称

二　広告物等の表示及び設置に関する方針

三　広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

四　その他必要な事項

２　知事は、条例第六条の二第七項の規定により活用地区基本方針を変更しようとするときは、当該広告物活用地区の所在する市町村長と協議するものとする。

（整備地区基本方針の策定等）

第五条　前条の規定は、条例第六条の三第二項に規定する整備地区基本方針について準用する。

（適用除外の広告物等の基準）

第六条　条例第八条第一項第八号及び第十号ロ並びに第三項第二号及び第三号並びに第六項第二号の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

（適用除外の広告物等）

第七条　条例第八条第一項第八号ホの規則で定める広告物等は、同号ホに規定する団体が設置する掲示板に表示する広告物とする。

２　条例第八条第一項第十号ハの規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等とする。

一　専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需要者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する広告物等で、別表第二第七号に定める基準に適合するもの

二　絵画その他の具象的な図柄を表示する広告物で、営利を目的としないもの

３　条例第八条第一項第十二号及び第六項第三号の規則で定める広告物等は、政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のために慣例上表示し、又は設置する広告物等とする。

（許可の有効期間）

第八条　条例第九条第一項の規定により許可の有効期間を定める場合には、別表第三に定める基準によるものとする。

（更新許可の申請）

第九条　条例第九条第三項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の二週間前までに屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一　広告物等の写真（申請の日前三箇月以内に撮影した天然色写真で撮影年月日を表示したものに限り、条例第十二条の四第一項の規定による点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む。）

二　第三条第一項第四号に規定する書類

三　申請の日前三箇月以内に実施した安全点検報告書（別記第四号様式の二）

四　点検者の資格を証する書面の写し

２　前項の規定にかかわらず、第十四条第一項各号に掲げる広告物等及び同条第二項ただし書に規定する知事が別に定めるものの更新の許可に係る申請については、前項第三号及び第四号に掲げ

る書類を添えることを要しない。ただし、同条第二項ただし書に規定する知事が別に定めるものの更新の許可に係る申請については、他の法令の規定又は広告物等を表示し、又は設置する者が定める点検に関する基準により当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検を実施したことを確認できる書類を添えなければならない。

（許可の基準）

第十条　条例第九条の二第一項に規定する許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第四のとおりとする。

２　前項に規定するもののほか、条例第六条第一項の規定による許可の基準は別表第五のとおりとし、条例第八条第二項の規定による許可の基準は別表第六のとおりとする。

（変更又は改造の許可申請）

第十一条　条例第十条第一項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（別記第五号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一　形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

二　意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面

２　知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等変更（改造）許可書（別記第六号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更又は改造）

第十二条　条例第十条第一項及び第十条の二第三項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物等の補強又は主たる内容以外の表示内容の変更とする。

（許可の表示）

第十三条　条例第十一条の規定による許可を受けた旨の表示は、別記第七号様式によるものとし、当該広告物等の右側下部（立体その他これに類する広告物等にあつては、その下部の適当な位置）にちよう付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、はり紙、ポスターその他これらに類するものにあつては、別記第八号様式による許可印を当該広告物等の右側下部に押印したものをもつて、前項の表示をするものとする。

（安全点検）

第十四条　条例第十二条の四第一項の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げるものとする。

一　貼り紙、ポスター、貼り札、立看板、旗、のぼり、広告幕又はアドバルーン

二　電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱類」という。）の塗装広告又は巻立広告

三　壁面（塀等を含む。以下同じ。）の塗装広告その他これらに類するもの

四　人、動物、車両、船舶等に表示し、又は設置するもの（次項ただし書に規定する知事が別に定めるものを除く。）

2　条例第十二条の四第一項の規定による点検は、別表第七に掲げる点検の箇所及び項目について、三年を超えない期間ごとに行わなければならない。ただし、他の法令の規定又は当該広告物等を表示し、又は設置する者が定める点検に関する基準により当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検が行われている広告物等であつて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

3　条例第十二条の四第二項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく広告美術仕上げの職種について職業訓練指導員免許を受けた者又は技能検定試験に合格した者

三　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

四　屋外広告業者が組織する団体で知事が別に定めるものが公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する講習会を修了した者

4　条例第十二条の四第三項の規定による報告は、第九条第一項第三号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

（届出書等の様式）

第十六条　条例第十三条第二項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（別記第九号様式）を提出して行なわなければならない。

2　条例第十四条の三第二項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の二とする。

3　条例第十四条の七に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。

4　条例第十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第十号様式）によるものとする。

5　条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による届出は、屋外広告物等表示者（設置者）・

管理者変更届（別記第十一号様式）を提出して行なわなければならない。

６　条例第十七条第四項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（別記第十二号様式）を提出して行なわなければならない。

（売却の手続）

第十七条　条例第十四条の五第二項に規定する広告物等の売却の手続は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条の三の規定により普通地方公共団体の財務に関し必要な事項を定める規則の例による。

（更新の登録の申請期限）

第十八条　屋外広告業者（条例第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、条例第十七条の二第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の三十日前までに当該更新の登録の申請をしなければならない。

（登録の申請）

第十九条　条例第十七条の三第一項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（別記第十三号様式）とする。

（屋外広告業登録申請書の添付書類）

第二十条　条例第十七条の三第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第三号において同じ。）が条例第十七条の五第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二　登録申請者が選任した業務主任者が条例第十七条の十一第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

三　登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（別記第十四号様式）

四　登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

五　登録申請者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面

六　登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類

イ　個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。　当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

ロ　法人であるとき。　当該法定代理人の登記事項証明書

2　知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

一　登録申請者が法人である場合であつて、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面

二　登録申請者が法人である場合であつて、その役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であり、かつ、当該役員の法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類

イ　個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。　当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

ロ　法人であるとき。　当該法定代理人の登記事項証明書（当該法人の役員が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面）

三　登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が法人であり、かつ、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面

四　登録申請者が選任した業務主任者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面

3　条例第十七条の三第二項の書面及び第一項第一号に定める書面は、別記第十五号様式とする。

（屋外広告業者登録簿）

第二十一条　条例第十七条の四第一項に規定する屋外広告業者登録簿は、別記第十六号様式とする。

（変更の届出）

第二十二条　条例第十七条の六第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（別記第十七号様式）に添付しなければならない。

一　条例第十七条の三第一項第一号に掲げる事項の変更　屋外広告業者が法人である場合にあつ

ては登記事項証明書、個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面

二　条例第十七条の三第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）　登記事項証明書

三　条例第十七条の三第一項第三号に掲げる事項の変更　登記事項証明書並びに第二十条第一項第一号及び第三号の書面

四　条例第十七条の三第一項第四号に掲げる事項の変更　第二十条第一項第一号及び第三号の書面

五　条例第十七条の三第一項第五号に掲げる事項の変更　第二十条第一項第二号の書面

２　第二十条第二項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の謄本の交付の請求）

第二十三条　条例第十七条の七第二項の規定により屋外広告業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、屋外広告業者登録簿謄本交付請求書（別記第十八号様式）を知事に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第二十四条　条例第十七条の八第一項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業廃業等届出書（別記第十九号様式）を提出して行わなければならない。

（講習会）

第二十五条　条例第十七条の十第一項に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、次の各号に掲げる講習科目により行う。

一　屋外広告物に関する法令

二　屋外広告物の表示の方法

三　屋外広告物の施工

２　講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

３　知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（別記第二十一号様式）を交付するものとする。

（受講の免除）

第二十六条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、講習会を受けようとするときは、前条第一項第三号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者

三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

２　前項に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

（業務主任者の資格の認定）

第二十七条　条例第十七条の十一第一項第五号の規定により認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（別記第二十二号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、条例第十七条の十一第一項第五号の規定により認定したときは、業務主任者資格認定証（別記第二十三号様式）を交付するものとする。

（標識の掲示）

第二十八条　条例第十七条の十二の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二　登録年月日

三　営業所の名称

四　業務主任者の氏名

２　条例第十七条の十二の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記第二十四号様式とする。

（帳簿の記載事項等）

第二十九条　条例第十七条の十三の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　注文者（屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。）の氏名又は名称及び住所

二　広告物等の表示又は設置の場所

三　表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量

四　広告物等の表示又は設置の年月日

五　請負金額

2　条例第十七条の十三の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、別記第二十五号様式とする。

3　前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

4　屋外広告業者が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

5　第二項の帳簿（第三項の規定による電磁的記録を含む。以下同じ。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

6　屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（屋外広告業者監督処分簿）

第三十条　条例第十七条の十六第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称、主たる営業所の所在地及び登録番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　処分の根拠となる条例の条項

三　処分の原因となつた事実

四　その他参考となる事項

（身分証明書）

第三十一条　条例第十七条の十七第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第二十六号様式）とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の千葉県屋外広告物条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。